

令和8年度 京丹波町インターンシップ募集案内

京丹波町インターンシップは、学生の皆さんに、京丹波町での就業体験を通じて、就業意識の向上や動機形成、町政に対する興味や理解を深めることを目的としております。

対象者

大学院、大学、短期大学、高等専門学校（4、5年生）、専門学校に在籍する学生で、行政に関心が高く服務規律等を遵守することができる方。

募集人数

5名程度

実施期間・時間

期間：令和8年8月3日（月）から8月7日（金）まで

時間：原則午前9時から午後5時まで（途中休憩60分）

※実習内容により実習時間が変更となる場合もあります。

実習内容

町政全般に関する各種業務

身分・服務

実習生は各学校の学生としての身分となります。

実習受入決定の際には、法令の遵守等に関する誓約書を提出していただきます。

保険の加入

傷害保険及び賠償責任保険への加入を受入条件とします。実習中の事故に関しては、実習生自らの責任において対応するものとします。

報酬等

報酬、手当等の支給はありません。ただし、交通費については、1日2千円まで助成を行います。（公共交通機関の利用に限ります。）

応募方法

必ず在籍している学校を通して応募してください。(学生個人から直接の応募は受け付けません。)

①参加を希望される方は、「京丹波町インターンシップ申込書」(学生記入欄)に必要事項を記入し、写真を添付の上、「令和8年度京丹波町インターンシップ募集案内」とともに在籍する学校のインターンシップ担当者に提出してください。

②学校のインターンシップ担当者の方は、「京丹波町インターンシップ申込書」(大学等記載欄)に記入いただき、下記提出先まで郵送してください。

受入れの決定

提出書類をもとに選考を行い、7月中旬に受入の可否を学校の代表者あてに通知します。受入れ決定後、町と学校との間でインターンシップに関する覚書を締結します。学生からは法令の遵守等に関する誓約書を提出していただきます。(受入れ決定の際に、覚書と誓約書を同封します。)

申込期限

令和8年6月26日(金)必着

※申込期限は、下記提出先へ書類を送付する期限です。参加希望者が学校へ参加申込書を提出する期限ではありませんので、ご注意ください。

提出先

京丹波町役場 総務部総務課人事秘書係

〒622-0292 京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野487番地1

電話 0771-82-3800(直通)